

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

事業の一部を移管した場合の営業権の課税の有無について

《内容》

同族会社のA社は、今期に100%子会社B社を設立し、A社の輸入部門を移管する予定でいます。設立した新会社B社にA社の輸入部門を移管した場合に、営業権が発生するのでしょうか。なお、輸入部門の移管に係るB社への営業権相当額等の対価の支払いは予定していません。

『答』

A社の輸入部門をB社に移管する場合の具体的な事業又は資産負債の引継ぎの方法等の具体的内容が定かではありませんので、営業権が発生するメカニズムが想定できませんが、一般論としては、営業権の受贈益課税等のご懸念は無用と考えられます。

(解説)

1 ご質問の内容からは、A社の業務であった輸入業務及び国内販売業務のうち、輸入業務のみを切り離してB社に移管するということであると想定されますが、A社において営業権の帳簿価額若しくは評価すべき営業権が存在していたとは考えられません。

ご懸念は、A社の業務の一部を無償で譲り受けることについて、営業権の受贈益等の課税を受けるのではとのご趣旨かと拝察されますが、一般に、当事者間で営業権の譲渡があったとした会計処理について、税務当局が営業権の存在を否認する処分等は聞いたことがあります。当事者間で認識していないにもかかわらず、税務当局が営業権の存在を前提とする認定課税を行うことは、想定し難いものと思われまます。

すなわち、法人における譲渡取引は時価によることを前提としますが、例えば、第三者間の譲渡等により取得した営業権があり、その取得価額が時価として相当と認められる場合において、これを他に無償譲渡により移転するような場合には、その無償譲渡が問題とされることは考えられますが、元々帳簿価額がない営業権の時価を当事者でない税務当局が算定・創設して認定課税を行うことはあり得ないものと考えられます。

2 ところで、営業権の定義については、「法人税法上、営業権とは、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を統合した、他の企業を上回る企業収益を獲得することのできる無形の財産的価値を有

する事実関係であると解する。」(昭和57年6月24日鳥取地裁判決ほか)等と解されていますが、現実には、そのような無形の財産的価値が認められる場合であっても、評価益の計上を認めない法人税法上の基本原則から、自己創設により営業権価額を発現させることはできません。

一般的には、事業の譲渡に伴い移転する資産・負債差額(時価純資産価額)を移転の対価が上回る場合において、その差額相当額を営業権として計上する場合があります。そして、その営業権の計上が採算性等から妥当と認められる場合には問題がありませんが、営業権としての価値がなく、単に高額譲受けにすぎないものと認定される場合には、寄附金課税等が行われることとなります。

3 そもそも、A社の輸入業務のみを移転したからといって、移転を受けたB社において営業権を取得したこと、即ち、企業収益を獲得することが可能となるものではありません。

すなわち、移転後においては、B社が輸入した商品をA社が仕入れることとなりますが、B社が収益を上げるためには、輸入業務を行うのみではならず、輸入した商品の輸入価格を上回る販売価格でA社に販売して初めて収益が発生することとなります。

このため、その仕入価格の設定のいかんによってA B両社間の利益調整等が可能になりますから、その利益調整が過度に行われる場合には、寄附金課税等が行われる可能性があります。いずれにしても、これらの課税関係には営業権は関わりありません。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。